

## 23. 富良野市競争入札（郵送方式）実施要領

（令和2年4月15日）

（目的）

第1条 この要領は、富良野市が発注する建設工事の請負契約、測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）を郵送方式による競争入札（以下「郵便入札」という。）の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事等）

第2条 郵便入札の実施の対象となる建設工事等は予定価格が100万円以上の建設工事の請負契約並びに予定価格が50万円を超える測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約のうち、次に掲げる建設工事等を除いた建設工事等から実施することが出来るものとする。

- （1）緊急の必要により郵便入札に付することができない建設工事等
- （2）郵便入札に付することが不相当と認められる建設工事等
- （3）前号のほか、市長が特に認めた建設工事等

（入札の通知）

第3条 郵便入札を行うときは、別紙1の入札通知文により通知するものとする。

（設計図書等の閲覧）

第4条 対象工事等に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、第3条に規定する通知の日から入札日の4日前の日（その日が富良野市の休日を定める条例（平成2年富良野市条例第16号）第1条第1項各号に定める日（以下「休日」という。）に当たるときは、直前の休日でない日。以下同じ。）まで閲覧に供する。

- 2 郵便入札に指名された者は、設計図書等の内容について質問することができる。質問に対する回答は前号の日まで閲覧に供するものとする。
- 3 前各号の規定については、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

（現場説明会）

第5条 市長は現場説明会を行わないものとする。

（入札方法）

第6条 郵便入札の入札方法は、郵送による入札とし、持参又は電送によるものは認めないものとする。

- 2 予定価格の事前公表を行う郵便入札の入札回数は、1回とする。
- 3 予定価格を入札執行後に公表する郵便入札の入札回数は2回までとし、都度郵送により入札を行うものとする。
- 4 郵便入札により委任状は不要とします。

（入札書等の郵送方法等）

第7条 郵便入札に指名された者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び積算内訳書（以下「入札書類」という。）を入札日の前日（その日が休日に当たるときは、直前の休日でない日。）までに、あらかじめ指定する場所に到達するよう郵送しなければならない。

- 2 前項の規定による郵送は、一般書留郵便又は簡易書留郵便及びレターパックプラスのいずれかの方法により郵送しなければならない。
- 3 郵送に用いる封筒の表面には、「入札書在中」「入札番号」「建設工事等の名称」「入札参加者名」を記載するものとする。
- 4 同一の日に執行する複数件の入札書類を1枚の封筒に入れることを可とする。入札書は件別に「中封筒」に入れ、「入札番号」「建設工事等の名称」「入札参加者名」を記載のうち、2か所以上「封印」し「外封筒」に入れ書留で郵送願います。
- 5 積算内訳書については、種目別内訳書までの記載で可とする。  
(入札の無効)

第8条 建設工事競争入札心得に違反した者の入札は無効とする。

- 2 前条各号の規定に反する入札は無効とする。  
(開札の立会及び傍聴)

第9条 市長は、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

- 2 入札参加者、その他開札の傍聴を希望する者は、開札を傍聴することができる。  
(開札)

第10条 開札は、あらかじめ通知した開札日時に行うものとする。

- 2 開札の結果、最低の価格となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定するものとし、前条に規定する者のいずれかがくじを引き、落札者を決定する。
- 3 落札者の決定にあたっては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務取扱要領を適用するものとし、その旨を入札通知文において明らかにするものとする。  
(落札者の決定及び通知)

第11条 市長は、最低価格入札者（低入札価格調査制度又は最低制限価格制度により失格となったものを除く。）を落札者とする。

- 2 市長は、落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に結果を通知するものとする。
- 3 落札者が第9条第2項の規定により傍聴を行っている場合は、落札宣言をもって通知に代えるものとする。  
(入札結果の公表)

第12条 郵便入札の結果については、入札後にその入札結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表の方法は、建設水道部縦覧所及びホームページにより行うものとする。
- 3 落札者以外の入札者に対する通知は、前号の規定による公表を行うことで通知に代えるものとする。  
(標準的日数)

第13条 郵便入札の運用に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条第3項に規定する期間に3日間以上を加えた日数を指名通知日から入札日までの期間とする。ただし、市長が認めたやむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(入札の辞退)

第14条 入札を辞退する場合は、入札日前日までに入札辞退届を提出するか口頭により入札を辞退する旨を申し出るものとする。

- 2 到達期限までに入札書類の提出がないときは、理由の如何を問わず入札を辞退したも

のとみなす。

(入札の延期、中止、取消し)

第 15 条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合及び入札参加者がいないとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は取消しをすることができるものとする。

(委任)

第 16 条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 5 日から施行する。

指名業者各位

富良野市長 北 猛俊

## 指名競争入札（郵送方式）の執行について

このことについて、入札参加者として指名したので、次の事項を承知の上、指名競争入札（郵送方式）に参加してください。

## 1. 指名競争入札（郵送方式）に付する事項

- (1) 工 事 名
- (2) 工事場所 富良野市
- (3) 工 期 令和 年 月 日 迄
- (4) 入札番号 入札番号 号
- (5) 予定価格 円（税抜） 事後公表

## 2. 契約条項を示す場所

富良野市ホームページ (<http://www.city.furano.hokkaido.jp/> )

上記ホームページから該当する工事（業務）に係る閲覧用データをダウンロードし、ファイルを解凍してください。

閲覧データファイルの解凍パスワード

## 3. 競争入札執行（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和 年 月 日 午前 時 分
- (2) 場所 富良野市

## 4. 入札方法

- (1) 入札方法は郵送による入札とし、持参又は電送によるものは認めない。
- (2) 入札回数は、1回とする。 入札回数は2回までとし、都度郵送によりより入札を行う。
- (3) 入札書及び積算内訳書（以下「入札書類」という。）を郵送するものとする。
- (4) 一般書留郵便又は簡易書留郵便及びレターパックプラスにより郵送するものとし、封筒の表面には入札書在中と朱書きしてください。
- (5) 同一の日に執行する複数件の入札書類を1枚の封筒に入れることを可とします。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (7) 最低の価格となる同価格の入札をした者が2人以上であるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (8) 入札書類の送付先 郵便番号076-8555 富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部限政課契約管財係

## 5. 入札保証金

入札参加者の見積もった契約金額（消費税相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上を納付してください。 免除します。

## 6. 分別解体等の実施の義務付け

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行ってください。

## 7. その他

- (1) 前 金 払 契約金額の4割に相当する額以内を前金払します。 前金払はしません。
- (2) 中間前金払 契約金額の2割に相当する額以内を中間前金払します。 中間前金払はしません。
- (3) 部 分 払 回行います。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しません。 部分払はしません。
- (4) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上を納付してください。 免除します。
- (5) 基準価格 最低制限価格 低入札調査基準価格
- (6) そ の 他
  - ① 入札書には入札番号を記入してください。また、入札書の日付けは、入札（開札）年月日を記載してください。
  - ② 入札執行（開札）は、傍聴することができます。
  - ③ 建設工事競争入札心得、富良野市競争入札（郵送方式）実施要領、その他関係法令の規定を承知してください。
  - ④ 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書及び見積書の徴収並びに公正取引委員会への通知を行う場合があります。
  - ⑤ 談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあります。
  - ⑥ 契約締結後に談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあります。
  - ⑦ 経営事項審査の有効期限を過ぎている業者は、入札に参加できません。
- ⑧ 入札執行の際、入札者が1名以下の場合は入札を中止します。